本号で公布された法令のあらまし

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（法律第五三号）（経済産業省）

1　新規化学物質の審査特例制度における国内の総量規制の見直し

一の新規化学物質に係る製造予定数量及び輸入予定数量に基づき環境に影響を及ぼすものとして省令で定める方法により算出される当該新規化学物質の数量を合計した数量が政令で定める数量を超えることとなる場合には、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は確認をしてはならないこととした。（第三条第二項及び第五条第五項関係）

2　特定一般化学物質等に係る管理の強化

㈠　一般化学物質に分類される化学物質のうち、毒性が強いものとして、継続的に摂取される場合には人の健康を著しく損なうおそれがあるもの等を「特定一般化学物質」とすることとした。（第二条第八項関係）

㈡　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、新規化学物質の製造又は輸入開始前の届出について、その新規化学物質の毒性が、特定一般化学物質の毒性に該当するもの（以下「特定新規化学物質」という。）であると判定したときは、その結果をその届出をした者に通知するとともに、これを公示しなければならないこととした。（第四条第四項及び第六項関係）

㈢　特定一般化学物質を業として取り扱う者（以下「特定一般化学物質取扱事業者」という。）又は特定新規化学物質を業として取り扱う者（以下「特定新規化学物質取扱事業者」という。）は、特定一般化学物質又は特定新規化学物質を他の事業者に譲渡し、又は提供するときは、その相手方に対し、その譲渡し、又は提供するものが特定一般化学物質又は特定新規化学物質である旨の情報等を提供するよう努めなければならないこととした。（第八条の二関係）

㈣　主務大臣は、特定一般化学物質又は特定新規化学物質による環境の汚染を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定一般化学物質に係る特定一般化学物質取扱事業者又は当該特定新規化学物質に係る特定新規化学物質取扱事業者に対し、その取扱いの方法に関し必要な指導及び助言を行うことができることとした。（第三九条関係）

㈤　主務大臣は、特定一般化学物質取扱事業者又は特定新規化学物質取扱事業者に対し、その取扱いに係る特定一般化学物質又は特定新規化学物質の取扱いの状況について報告を求めることができることとした。（第四二条関係）

㈥　その他所要の規定を整備することとした。

3　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五四号）（内閣府本府）

1　平成二八年一〇月二一日の地震による鳥取県東伯郡北栄町の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「届出（第八条）」を「措置（第八条・第八条の二）」に改める。

第二条第六項第一号中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　この法律において「特定一般化学物質」とは、一般化学物質のうち、次の各号のいずれかに該当する化学物質をいう。

一　イ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ　継続的に摂取される場合には人の健康を著しく損なうおそれがあるものであること。

ロ　当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

二　イ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ　継続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に著しい支障を及ぼすおそれがあるものであること。

ロ　当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

第三条第二項中「含む。）」の下に「に基づき環境に影響を及ぼすものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める方法により算出される当該新規化学物質の数量」を加え、「同号の政令」を「政令」に改める。

第四条第三項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四項の規定による通知をしたときは、前項の規定による公示の際、併せて第四項の判定の結果を公示しなければならない。

第四条第三項の次に次の一項を加える。

4　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項又は第二項の規定により判定した場合において、前条第一項の届出に係る新規化学物質が、第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するものであつて、第二条第八項各号のいずれかに該当するもの（以下「特定新規化学物質」という。）と判定したときは、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。ただし、第二条第五項の規定による指定をされたものについては、この限りでない。

第五条第五項中「含む。）」の下に「に基づき環境に影響を及ぼすものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める方法により算出される当該新規化学物質の数量」を加え、「前項第一号の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第九項中「前条第五項及び第六項」を「前条第七項及び第八項」に、「、第五項及び第六項」を「、第七項及び第八項」に、「同条第四項」を「第八項まで」に改め、「及び第五項」の下に「及び第六項」を加える。